

現行基本指針告示（19年1月）以降の主な動き

平成 19 年 6 月	「エコツアーリズム推進法」公布
8 月	尾瀬国立公園、丹後天橋立大江山国定公園指定、西表国立公園を拡張し西表石垣国立公園に改称
11 月	「第三次生物多様性国家戦略」閣議決定
12 月	「鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律」公布
平成 20 年 4 月	野鳥（オオハクチョウ）における高病原性鳥インフルエンザ発生
6 月	「生物多様性基本法」公布
9 月	トキ放鳥開始
12 月	「銃砲刀剣類所持等取締法の一部を改正する法律」公布
平成 21 年 1 月	「絶滅のおそれのある野生動植物種の生息域外保全に関する基本方針」公表
6 月	「自然公園法及び自然環境保全法の一部を改正する法律」公布
平成 22 年 3 月	「生物多様性国家戦略 2010」閣議決定
4 月	宮崎県において口蹄疫発生
6 月	「口蹄疫対策特別措置法」公布
夏～秋	クマによる人身被害が多発
10 月	生物多様性条約第 10 回締約国会議開催、名古屋議定書・新戦略計画（愛知目標）採択

この間、

- ① 鳥獣による農業被害は約 200 億円と高止まりで推移。また、生活環境や生態系の被害も深刻化。
 - ② 狩猟人口は 20 万人を切り、減少に歯止めがかからない。
 - ③ 鳥インフルエンザ、口蹄疫など感染症の発生。
- 等の状況。